

## 第3回合法性・持続可能性証明システム普及事業WG会合の議事概要について

1 日 時 平成19年3月15日(木) 15:30~17:00

2 場 所 虎ノ門パストラル(東京都港区)

### 3 議事概要

(1) 平成18年度合法性・持続可能性証明システム普及事業の実行結果について  
事務局から資料2により次のような説明があった。

#### ① 説明会の開催

平成18年5月以降、林業・木材関係中央団体19団体、都道府県団体による説明会を開催。各都道府県での説明会開催は150回、5,400人が参加。

全国で108団体が認定団体として活動し、平成19年2月現在、約4,600事業体が合法木材供給事業者として認定済(別紙1「業界団体による説明会と団体認定の推移」参照)。

#### ② パンフレットの作成・配布

パンフレットは、事業者向け(5万5,000部作成)、一般消費者・企業調達担当者向け(3万部作成)、海外説明用(3,000部作成)の3種類を作成・配布(別紙2)。

#### ③ ホームページの立ち上げと情報の提供(別紙3)

ホームページ「合法木材ナビ」は、3段階に分けて開設。第1段階は平成18年10月に、独立したホームページとして開設。第2段階は認定団体が独自の情報を発信でき、その団体が独自に管理できる「認定団体管理循環型システム」を平成19年2月に構築。第3段階は、合法木材取扱業者が参加し、合法木材製品の情報を提供する「合法木材製品紹介ページ」で現在作成中。ホームページの構成は①トピック、②分野別関係者(素材生産・森林組合、木材輸入業者、流通業者・メーカー、政府民間調達者担当、一般消費者)のページ、③海外向けページ、④認定団体管理循環型システムのページ、⑤合法木材製品紹介ページ(現在作成中)。

#### ④ 商品フェア等での展示

「DIYホームセンターショウ」(平成18年8月24~26日、幕張メッセ)、「エコビルド2006」(平成18年11月22~25日、東京ビックサイト)、「エコプロダクツ2006」(平成18年12月14~16日、東京ビックサイト)にブース開設。パネル展示、パンフレット配布、解説ビデオの放映、アンケート等を実施し、違法伐採問題、合法木材について、一般消費者、企業等に対して普及啓発活動を実施。特にエコプロダクツ2006では、合法木材・木材製品の展示。

アンケートでは、3商品フェアを通じほぼ同じ設問により、フェア来場者の違法伐採問題、合法木材に対する認識の時系列的変化を調査した。違法伐採問題、合法木材の取組について「知っている」との回答が8月フェア40%、12月フェア59%と増加、合法木材製品の取扱については「ぜひ取り扱いたい」「前向きに検討」の回答が8月フェア41%、12月フェア50%と増加、合法木材製品マークについては「興味がある」との回答が11月、12月両フェアで約90%であったとの説明がされた。

#### ⑤ 国際セミナーの開催

『違法伐採対策推進国際セミナー2007 in 東京—日本の木材調達に対する世界の対応—』を2月26日(月)～27日(火)、東京ビックサイトで開催。世界の主要木材輸出国から7人の招待講演者を招き、日本に木材を供給している産地で、違法伐採対策と合法性などの証明にどのように取り組んでいるかをテーマとして開催。

2日間にわたり、各国の違法伐採対策についての講演・討議が行われ、27日の午後にはこのセミナーの締めくくりに当たり、招待講演者と日本の民間企業から大口の需要者(大手住宅メーカー、家具メーカー、オフィス用品販売会社)3人を加えた人々によるパネルディスカッションを実施。

セミナーには海外からの招待報告者を含め、全国各地から木材関係者、消費者など300名が参加。

最後に実行委員長から「国際セミナーをきっかけとして、Goho-wood 認証システムのネットワークを作ろう」とするステートメントを発表。

#### (2) 平成19年度合法性・持続可能性証明システム普及事業について

平成19年度に合法性・持続可能性証明システム普及事業を実施する場合の構想について、事務局から資料3により説明があった。

##### ① 供給側への対応

業界団体認定が平成18年度短期間に4,600事業者に達したことは評価できる。今後は証明の信頼性向上が課題となるため、平成19年度は認定事業者等の研修の実施。分別管理者、認定事業体責任者を対象とした研修を実施したい。

##### ② 調達側への対応

合法木材製品紹介ホームページ(合法木材ナビ)の作成。シンボルマークの作成とその使用を検討。

シンボルマークの使用については、第2回WGで①合法木材の証明システム全体のPR、②供給事業者の一員であるとの表示、③製品に表示の3方法があり、諸々の問題点が指摘され懸案事項となっている。①②を含め合法のローマ字「GOHO」を普及したいと事務局で検討。

##### ③ 国際セミナーに向けた取り組み

平成18年度国際セミナーではステートメントで「Goho-wood 認証システム

のネットワークを作ろう」と発表。平成 18 年度は証明システムの紹介、供給者側の要素を入れたが、平成 19 年度は調達側、消費者側を入れない。平成 20 年サミットが東京で開催されるので、サミットとの関連を勘案する必要あり。

(3) 主な討議内容

- 商品フェアにおける来場者への違法伐採問題、合法木材への認識に関するアンケート調査は継続すべき。来場者層により認識が異なるので同じ商品フェアでのアンケート調査結果の経年変化が重要。
- 合法木材マークの表示について、調達側では合法木材の判別が容易、供給側は合法性説明の手間が省けるなど有効であるとの意見。反面、多くの環境ラベルが氾濫し、需要サイドが混乱している問題もあり、合法木材普及のために、現在環境ラベルを表示している組織との協働も検討する必要あり。また、マークの貼付に当たっては信頼性を十分考慮する必要あり。マークを通じて合法木材の普及のための広報としての使用であれば可。供給者側におけるラベリングに対する意志統一が大切。
- 認定事業者等の研修にあたっては、林野庁ガイドラインにおける「個別企業等の独自の取り組みによる証明」により合法性を証明している事業者もあるので、このような事業者の人も研修の対象になるよう配慮すべき。また研修対象を工務店等調達側にも拡大することを検討。
- 合法認定を受けた事業者に対する検証作業は、今後の事業運営の核となる作業。
- 次回の国際セミナーの開催時期は、日本で企画・予定されているサミット、環境関係閣僚会議、AFP 等国際会議のスケジュール等を勘案して決定。
- 合法木材に関わる幅広い宣伝・普及がもっと必要。
- 今年の報告書については、要旨を日本語とともに英文で「合法木材ナビ」に掲載の要望あり。